

令和3年6月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時令和3年6月25日(金)午後1時30分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 2番 山崎 隆寬 委員

議席番号 3番 小野沢 純夫 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に

ついて

報告第2号 農用地利用配分



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	山﨑 隆寛	
出席	3	小野沢 純夫	
出席	4	今井 寛	
出席	5	増山 正一	
出席	6	小林 喜代春	
出席	7	小嶋 秀典	
出席	8	山田 藤吉	
出席	9	服部 彰夫	
出席	1 0	服部 克士	
出席	1 1	沼田 浩子	
出席	1 2	佐藤 弘子	
出席	1 3	大熊 妙子	
	1 4		
出席	1 5	酒井 智恵子	
出席	1 6	宮澤 義仁	
出席	1 7	廣瀬 公一	
出席	1 8	小出 政敏	
出席	1 9	清水 敏明	
出席	2 0	松永 晋一	



事務局長

皆さんお疲れ様です。お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきありがとうございます。ただいまより6月農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは松永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さんご苦労様でございます。梅雨入りしまして毎日曇りがちの天気、 夕方には雷雨というような天候が続いております。この陽気はしばらく続くということでございます。農作物の成長はほぼ順調だということも聞いております。21日に県の農業会議の総会がありまして、その席で皆さんご苦労していただきました農業者年金の加入について表彰状をいただいてきました。目標2倍達成という表彰と、独立行政法人農業者年金基金理事長表彰ということで、これは全国2位です。大変皆様の奮闘に感謝を申し上げるしだいでございます。

15日に年金の総会がありまして、13万人達成運動をお伝えしてある わけでございますが、去年で終わっているが未達だということで引き続き 中期目標13万人早期突破、及び中期目標達成2か年運動ということで、 令和3年から4年の取り組みということが承認されました。前からお伝え してありますとおり、農業者年金については、毎年3800人、39歳以 下の人2400人、女性1000人という目標を設定して進めてきている ということでございます。長野県では目標は達成しているが、全国的には でございます。その中で新しい中期目標については、全市町村最低一人と いうことでございます。飯山市の目標は2人で、39歳以下の人が一人、 女性一人という目標が示されております。これは農業者の老後の生活を安 定させるために始まった制度です。まだまだ加入できる人はいると思いま す。今後も、JAと連携しながら対象になりそうな方がおりましたらお声掛け を積極的にお願いしたいと思います。それと昨日でございますが市議会で 人事案件ということで、新しい農業委員候補の議会の承認をいただいたと いうことで、正式に市長から任命されることと思います。全員予定どおり 任命されたということでお伝えしたいと思います。議会にありますが、あ とひと月で私達の任期が終わるわけでございますが、コロナ禍でなかなか できなかった視察をどういうふうにするか、皆さんの意見をお聞きして積 極的にそれに向かって進めたいと思います。去年から一度も顔を合わせて しっかり懇談する機会がなかったのですが、最後の時ぐらいという気持ち もありますので、ご検討いただければと思います。

事務局長

それでは飯山市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長

事務局より、前回総会からの経過報告をお願いします。

【事務局より資料に基づき経過報告】



議 長 事務局より欠席委員の報告をお願いします。

事務局長 本日は全員出席になっています。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、 こちらから指名させて頂きます。

それでは、議席番号2番 山﨑委員、3番 小野沢委員にお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、1議案13件です。

議案第1号について、受付番号11番~23番すべて所有権の移転に関する件になります。

【 所有権移転 受付番号11番~23番

議案書をもとに朗読と説明 】

受付番号11番~23番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議 長 ありがとうございました

それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。

11番の補足説明

20番 売買価格が0円ということだが、伺ったところ譲渡人の○○さんのお墓の

隣に無縁墓地があり始末に困っていたところ、たまたま譲受人の○○さんが経験があるということからお願いをした。お礼ということで0円で渡す

ことになった。耕作はできると考えます。

議長 12番補足説明お願いします。

17番 | 河川改修工事により転居。近くにあった○○さんの畑も併せて譲り受けた

議 長 13番お願いします。



11番	○○さんは米作りや畑をやっていて問題ないと思います。		
議長	14番お願いします。		
19番	年に数回○○さんが所有者の土地の草刈りをしている。今回規模拡大で購入。問題はありません。		
議長	15番の補足説明。		
20番	譲受人の○○さんは3年前から頼まれて耕作している。耕作はしていくので買いたいということになった。		
議長	16番から21番補足説明お願いします。		
1番	譲受人〇〇さんにお会いした。まとまった土地ですが、農道からあがった 土地で現在耕作はされていない。重機を入れて低い土地にする。特に問題 はありません。		
議長	22番から23番お願いします。		
16番	ぶどう栽培のため。特に問題はありません。		
議長	ご意見ご質問等がありましたらお願いします。		
11番	16番からですが、ここは○○が会社でやるというお話を聞いたのですが個人の名前でやり取りはできても会社の名前でやり取りできないという話で個人の名前で申請されているということで理解するということでしょうか		
9番	この申請書には会社の名前は出していません。正直なところ一人ではできないので組織でやっていくとお話を伺っています。		
11番	個人ではやり取りができてしまって、会社では適格化法人でないとできないという中でどうなんでしょうか。		
事務局	○○(会社名)については適格化法人ではあります。適格化法人は農地を所有しているケースはあるが、法人として所有をしたがらないのが現状です。個人として農地を所有して実際の作業は法人がするということだと思います。また貸しではありません。		
11番	農業委員会としてはそれでよしとしていいのですか?		

事務局



事務局	いけないとは言えないです。自分で所有する農地を自分が経営する会社が
	耕作するということはいけないわけではない。農作業に従事する構成員が
	いないと適格化法人にならないので、そういうことから自分の農地を適格
	化法人に持ち込んでいることは悪い形ではない。

11番 やはり、しっかり法人が所有し、実情を社員が分担してやってるということを考えれば、だめだとは言えないけれど、個人の名前であればなんでもできてしまうということになりますので、その辺をしっかり整理していかないといけない部分だと感じました。

今後は整理をしていかなければと思いますが、農業法人がたくさん農地を 持つと経営がいいときはいいですが、飯山市にも潰れてしまった法人が所 有していた不動産がたくさんあって、倒産してしまうと課税もできない問 題がでてくる。債権者で処分ができるといいが、処分できずに所有者が定 まらない不動産が多くある。そういうことを考えると法人の構成員の所有 の農地を法人に持ち込むことは悪いことではないと思います。

11番 そういった点はわかります。農地としてしっかり使ってくれる人に世代交 代で預けなければならないと考えた場合、後継者がしっかりいてその土地 を受け継いでいくという安心感があるといいのですが、会社と個人との所 有をどのような形で整理をしていくか難しい時代になっていると思いま す。農業委員会としても問題になってきていると感じます。これから農業 委員が判断に迷わないように方向性をはっきりしてほしいと思います。

20番 市の立場としては個人所有の方がよく、農業委員会としては適格法人の所 有の方がスジだと思いますよね。県の農業会議に問題定義をして全県的に 統一した対処方法を決めてもらうようにしたい。

議 長 他にありますか。

ないようですので採決に入ります。

受付番号11番から23番について議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」議案のとおり許可することで賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号は原案の とおり決定いたしました。

次に、議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。



はい。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。

【受付番号 5番~7番 議案書をもとに朗読と説明】

議長ありがとうございました。

5番は先ほど説明がありましたので次にいきます。

6番補足お願いします。

19番 譲渡人と譲受人は親子になります。場所については花が植えられており建

物はありません。自宅のすぐ脇にあり、無償譲渡ということで問題はあり

ません。

議長 7番補足お願いします。

5番 譲渡人の○○さんの実家。譲受人の○○さんは息子さんですので問題はあ

りません。

議 長 | 何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。

3番 │ 6番ですが、市販物置を設置とありますが、3条申請ではないのですか?

事務局 実際には農地の部分は残らない。カーポートです。乗用車と軽トラックを

置く屋根のみのカーポートと、小さめの市販の物置を置くとのことです。

11番 建物がないのであればなぜ5条申請なのか

事務局 建物はないが農地としては使用しないため。雑種地となる。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号 農地法第5条の

許可申請について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意

見を送付いたします。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といた

します。事務局より説明をお願いします。



事務局

【 貸借(中間管理) 受付番号 174番~219番

議案書をもとに朗読と説明 】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。 何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積 計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願 いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に報告事項に入ります。

報告第1号

「農地法第18条第6項の規定により通知書の受理について」 報告第2号

「農用地利用配分計画 案」

は、報告事項ですので、各自確認をお願いします。

ただいまの報告第1号2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いた しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いい たします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議	長	松永
	OΨ	
	2番	山﨑 隆寛
	O TE	1 田文 20
	3番	小野沢 純夫